

政府C I O制度の推進体制について

平成 24 年 8 月 17 日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定
行政改革実行本部決定

- 1 内閣官房に置かれた政府情報化統括責任者（以下「政府C I O」という。）を中心に、政府全体として、制度・業務プロセス改革の推進に資する電子行政の合理化・効率化・高度化の取組を迅速かつ強力に推進していくこととする。
- 2 政府C I Oは、I T政策を担当する国務大臣及び行政改革担当大臣を助け、電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）のうち、政府C I O制度の役割として掲げられた事項に基づいた職務（制度・業務プロセス改革の推進及び当該改革の推進に資するI T投資、政府全体のI T投資の管理、電子行政に関する戦略等の企画・立案・推進等）に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととする。
- 3 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び行政改革実行本部の本部員は、政府C I Oの職務遂行に最大限協力するものとする。